

令和元年度事業計画

第1 地域安全活動事業

本県では、刑法犯認知件数が平成14年以降、16年にわたって連続して減少し続けてきたところ、昨年は2,460件と前年に比べ32件の微増となった。

しかも、依然として殺人事件や放火事件等の凶悪事件が発生しているのに加え、子どもや女性や子供、高齢者が被害となる事案や、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は増加傾向にあり、その犯行手口は益々悪質巧妙化するなど、県民の治安に対する不安は未だ解消されていない状況にある。

当連合会としては、こうした厳しい情勢を正しく認識し、引き続き、警察、行政、各種防犯団体などと緊密に連携し、「日本一安全で安心して暮らせる秋田県」の実現を目指して、「犯罪の起きにくい社会づくり」に向けた次の総合防犯活動を展開していく。

1 防犯思想の普及活動

防犯広報啓発用ポスター、パンフレット等を作成し、各種防犯活動や研修会等に配布、各地区の掲示板に掲示するなど犯罪の被害防止活動にあたる。

(1) 各種地域安全運動の推進

- ① 季節防犯運動
- ② 全国地域安全運動
- ③ 年末・年始地域安全運動

(2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の配布

全国地域安全運動及び季節防犯運動等に盗難被害防止用等のポスター、パンフレット、リーフレット等を作成のうえ配布し防犯意識の高揚を図る。

2 防犯パトロール活動の推進

県民が広く求める安全で安心なまちづくりのため、県内27地区の防犯協会や防犯指導隊等による防犯活動や子ども見守り活動及び研修会を開催する。

(1) ブロック別防犯推進連絡協議会の開催

全国地域安全運動を効果的に実施するために各地区防犯協会、防犯指導隊、各市町村防犯事務担当者等の研修会の開催。

(2) 各地区単位の防犯活動

当県防連と各地区防犯協会の協働による地域に対応した防犯活動の推進。

(3) 子どもの見守り活動

当県防連と各地区防犯協会、防犯ボランティア団体、町内会等と連携した通学路等における青色回転灯付防犯パトロール車を活用した子ども見守り活動の実施。

3 自転車盗難防止活動

「秋田県自転車防犯登録実施要綱」に基づき警察、秋田県自転車防犯登録協会

と当県防連が連携し、自転車盗難の防止、盗難又は遺失した場合の早期被害回復を図る。

- (1) 自転車防犯登録カードの入力
自転車販売店から送付された登録カードの集約、点検、電算入力等の業務を行う。
- (2) 自転車防犯登録の広報啓発活動
未登録自転車所有者や新規自転車購入者に対し、自転車防犯登録を徹底するよう関係者と協働した各種啓発活動を行う。
- (3) 秋田県自転車防犯登録協会、秋田県警察と連携しての自転車盗難防止の鍵掛けやロックパトロール活動を行う。

4 少年の非行防止活動と健全育成活動の推進

少年の非行防止活動及び健全育成活動のため次の事業を行う。

- (1) 地域における有害環境浄化活動の推進
少年保護育成委員(少年指導委員含む)、各地区防犯協会及び防犯指導隊と連携した少年に有害なわいせつ本販売店等に対する排除活動の推進を行う。
- (2) 少年健全育成柔剣道大会及び弁論大会に対する支援活動
少年の健全育成を目的とした少年柔道大会、少年剣道錬成大会及び少年弁論大会に対し支援活動を行う。
- (3) 少年保護育成委員等に対する支援活動
少年保護育成委員等が行う少年の非行防止活動及び健全育成の活動に対し、支援活動をする。
- (4) 薬物乱用防止活動
薬物乱用防止用のポスター、リーフレット等を作成し、少年保護育成委員等と連携した薬物乱用防止の広報啓発活動を行う。

5 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害防止活動

- (1) 広報啓発活動
各地区防犯協会、警察と連携した振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺被害防止をチラシ配布のうえ呼び掛ける。
- (2) 警察、各金融機関と連携した金融機関に対する防犯研修会の実施。

6 表彰

防犯活動に携わり、地域安全活動に功労のあった個人・団体に対し表彰を行う。

- (1) 県表彰
(公社)秋田県防犯協会連合会表彰規定に基づき各地区防犯協会から推薦のあった防犯功労者、防犯功労団体の表彰を行う。
- (2) 全国・東北管区の防犯功労者及び防犯功労団体表彰の上申
全国防犯協会連合会表彰規定及び東北防犯連絡協議会表彰規定に基づき各地区防犯協会から推薦のあった防犯功労者及び防犯功労団体を当県防連経由で上申する。

7 防犯ポスター・標語・青パト写真の募集活動

県内の小・中・高校生や一般の人々を対象とした防犯ポスター、防犯標語及び青色回転灯付防犯パトロール車の活動中の写真を募集し、優秀作品については各地域の公共の掲示板に掲示する。

- (1) 課題

- ① 子供・女性の犯罪被害防止
- ② 暴力団排除の徹底
- ③ 青色回転灯装備車の活動中の写真

(2) 応募依頼

県内小、中、高等学校及び各市町村(各教育委員会、各防犯事務担当者)、秋田県警察に文書を発出して応募依頼する。

第2 風俗環境浄化事業

当県防連は、秋田県公安委員会から秋田県風俗環境浄化協会として指定されており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風適法」という。)に基づき県民の善良な風俗の保持及び風俗環境浄化を行う。

1 風俗管理者講習の実施

善良な風俗の保持等のため、風俗営業所の管理者及び管理者になろうとしている者に対し風俗管理者講習を年11回行う。

2 風俗営業許可申請等の調査

風俗環境浄化等のため、風俗営業の許可の申請及び変更承認申請がなされた時に営業所の構造・設備及び制限地域等の調査を行う。

第3 相談・助言・指導に関する事業

1 風俗環境に関する苦情の処理

風俗環境に関する苦情について、警察、行政機関等への通報や、風俗営業者に対する指導等を行う。

2 少年指導委員に対する支援活動

少年指導委員の資質向上のための指導研修会の開催や少年指導委員との協働による風俗営業や少年の健全育成活動に関し情報交換を行う。

第4 会議等の開催

- (1) 理事会及び定時総会 (理事会3回、定時総会1回)
- (2) 臨時理事会及び臨時総会 (必要に応じて)
- (3) その他の会議 (必要に応じて)